徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県経営戦略部
総務課法務文書室

定期第４５５８号　平成３１年４月５日発行

目　　次

【告示】

番号	表題	担当課名
２１０	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
２１１	同	同
２１２	土地改良事業計画を定めた件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
２１３	保安林予定森林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
２１４	同	同
２１５	市町村から学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託を受けた件	教育委員会

徳島県告示第二百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成三十一年四月五日から同年八月五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

平成三十一年四月五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　ハローズ大林店

所在地　小松島市大林町字宮ノ本七四番一ほか

2　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤　利行

3　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤　利行

4　大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年十一月十六日

5　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四、〇〇六平方メートル

6　大規模小売店舗の概要

届出事項		概要
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	二百五十八台
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	二百台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	一三二平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	六六立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
	小売業を行う者の閉店時刻	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
	駐車場の自動出入口の数	五箇所

車の出入口	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二　届出年月日

平成三十一年三月十五日

三　届出及び添付書類の縦覧

1　縦覧の場所　徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業建設部商工観光課

2　縦覧の期間　平成三十一年四月五日から同年八月五日まで

3　縦覧の時間　午前九時から午後五時まで

四　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1　意見書の提出先

〒七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六九

2　意見書に記載すべき事項

(一)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二)　意見の内容

(三)　意見を述べる理由

3　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業建設部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第二百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成三十一年四月五日から同年八月五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

平成三十一年四月五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　ハローズ佐古店

所在地　徳島市佐古三番町北五の一番一ほか

2　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤　利行

3　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤　利行

4　大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年十一月二十三日

5　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五、四九六平方メートル

6　大規模小売店舗の概要

届出事項		概要
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	百八十六台
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	百五十八台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	八四平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	四六・五立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
	小売業を行う者の閉店時刻	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
	駐車場の自動出入口の数	四箇所

車の出入口	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二　届出年月日

平成三十一年三月二十二日

三　届出及び添付書類の縦覧

1　縦覧の場所　徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2　縦覧の期間　平成三十一年四月五日から同年八月五日まで

3　縦覧の時間　午前九時から午後五時まで

四　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1　意見書の提出先

〒七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六九

2　意見書に記載すべき事項

(一)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二)　意見の内容

(三)　意見を述べる理由

3　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第二百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　地区名

妙見池地区

二　申請人

阿南市新野町新田八四番地　藤江耕作ほか八名

三　縦覧期間

平成三十一年四月五日から

平成三十一年五月十日まで

四　縦覧場所

阿南市役所

徳島県告示第二百十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

平成三十一年四月五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　保安林予定森林の所在場所

三好市西祖谷山村土日浦一七一、西祖谷山村南山一九の一

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

西祖谷山村土日浦一七一・西祖谷山村南山一九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第二百十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

平成三十一年四月五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　保安林予定森林の所在場所

三好郡東みよし町毛田三四四八、三四四九

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第二百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、次のとおり規約を定め、県内の全ての市町村から学校業務支援システムの共同化に関する事務を受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

市（町村）と徳島県との間の学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第１条　市（町村）（以下「甲」という。）は，学校業務支援システムの共同化に関する次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を徳島県（以下「乙」という。）に委託する。

（１）学校業務支援システムの標準化及び共同化に関する事務

（２）学校業務支援システムの運用上の安全性の確保に関する事務

（管理及び執行の方法）

第２条　前条に掲げる事務の管理及び執行については，乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第３条　委託事務の管理及び執行に要する経費は，甲の負担とし，甲は，あらかじめ，これを乙に交付するものとする。

２　前項の経費の額及び交付の時期は，徳島県知事（以下「知事」という。）が，市（町村）長と協議して定める。この場合において，知事は，あらかじめ，委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び事業計画書を市（町村）長に送付しなければならない。

第４条　知事は，委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については，乙の歳入歳出予算において，委託事務の管理及び執行に要する経費及び乙の委託事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第５条　知事は，各年度において，委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては，これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては，知事は，繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに市（町村）長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第６条　知事は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第６項の規定により，決算の要領を公表したときは，同時に当該決算の委託事務に関する部分を市（町村）長に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第７条　委託事務を廃止する場合においては，当該委託事務の管理及び執行に係る収支は，廃止の日をもってこれを打ち切り，知事がこれを決算する。この場合において，決算に伴って生ずる剰余金は，速やかに甲に還付しなければならない。

（条例等改正の場合の措置）

第８条　委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては，知事は，直ちに当該条例等を市（町村）長に通知しなければならない。

（雑則）

第９条　本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは，甲乙協議して定めるものとする。

附　則

この規約は，平成３１年４月１日から施行する。